

令和元年 9 月定例議会 議案概要		担当課	建設環境課	種別	条例
議案番号	議案第 71 号	議案名	琴浦町水道給水条例の一部改正について		
目 的	水道法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 92 号)及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成 31 年政令第 154 号。以下「改正令」という。)が令和元年 10 月 1 日から施行(一部の規定を除く。)されることに伴い、所用の改正を行うもの。				
内 容	<p>1 改正の概要</p> <p>(1) 水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)の改正に伴う条ずれの整備</p> <p>(2) 指定給水装置工事事業者制度の更新制の導入</p> <p>ア 資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に更新制(5 年)を導入する(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 25 条の 3 の 2)。</p> <p>イ 水道法第 25 条の 3 第 1 項に規定する指定の更新をするとき、1 件につき、10,280 円の手数料を徴収する。</p>				
補足事項	施行日 令和元年 10 月 1 日				